

第3章 空家等対策の基本的な考え方と方針

1 空家等対策の基本的な考え方

空家問題は、特別な問題ではなく誰もが経験しうる身近な問題です。近隣で管理不全となった空家等により、衛生・景観・環境等の被害を受ける可能性があると同時に、自身が住宅の相続などによって、空家等の所有者になる可能性もあります。

空家等の一義的な管理責任は所有者等であり、自らの責任により適切に対処しなければなりません。しかし種々の理由により空家等の管理が不十分となれば、地域住民の生活等に悪影響を及ぼすなどの問題が発生します。このような問題に対して、地域住民、空家等の所有者等、そして市にとっても望ましい解決の方向を探ることが必要です。

本計画では、今後の人口減少や世帯減少に伴い急速に増加すると見込まれる空家等について、適正管理と利活用の促進により管理不全な空家化の予防に努めるとともに、特定空家等が地域にもたらしている悪影響等の解消に努め、地域住民や通行人の安全確保と生活環境の保全を図ります。

本市の空家等対策は、行政代執行による強制的な措置の実施を可能な限り回避するため、近隣住民を含めて所有者等への啓発を徹底するとともに、積極的な流通促進や利活用を推進することにより管理不全な空家化の予防を図ります。また、地域に悪影響をもたらしている著しく管理不全な空家等（特定空家等）については、解消のための助成制度等による支援策を講じるなど総合的な空家等対策を進めることとし、さらに除却後は跡地の適正管理や地域の資源として有効活用を促進します。

2 空家等対策の方針

空家等対策の方針は、空家等の発生から空家等の除却後の跡地になるまでの各段階における対応を方針とし、以下の3つを定めます。

方針1：適正管理と利活用による管理不全な空家化の予防

方針2：特定空家等がもたらす地域への悪影響の解消

方針3：跡地の有効活用